

判決年月日	平成18年8月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成18年(行ケ)第10136号		
<p>意匠法10条の2第1項にいう「二以上の意匠」の「意匠」とは、「意匠登録を受けようとする意匠」の意味であるとして、もとの出願の参考図中に現された意匠を意匠登録を受けようとする意匠とする分割出願について、同規定による原出願からの出願の分割は認められないとして、出願日の遡及を否定した審決を維持した事例</p>			

(関連条文) 意匠法10条の2第1項

本件は、原告が、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品を「ピアノ補助ペダル」とし、同出願に添付した図面中に、ピアノ補助ペダルの意匠を記載するほか、参考図として同ピアノ補助ペダルにアタッチメントを取り付けた状態のピアノ補助ペダルの意匠を記載した意匠登録出願をし、その後、ピアノ補助ペダルにアタッチメントを取り付けた状態のピアノ補助ペダルに係る意匠について、意匠法10条の2第1項に基づく分割出願をしたのに対し、審決が、同出願は、意匠法10条の2第1項にいう「2以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部」とはいえず、同規定による原出願からの出願の分割は認められないとして、出願日の遡及を否定し、意匠法3条1項3号により登録出願を拒絶した査定を維持したところから、原告(出願人)が、意匠法10条の2第1項の「二以上の意匠」にいう「意匠」とは、「意匠登録を受けようとする意匠」に限られず「意匠登録出願に表現された意匠」をいうものと解すべきであると主張して、審決の取消しを求めた事案である。

判決は、「(意匠法10条の2第1項の)規定にいう『二以上の意匠』の『意匠』が『意匠登録を受けようとする意匠』に限定されるか否かが本件の実質的な争点である。」とした上で、意匠法6条1項2項3項4項、20条3項、24条、同法施行規則3条の各規定を挙げ、「上記各規定によると、『意匠登録を受けようとする意匠』の範囲を確定するための基礎となるのは、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された意匠、換言すると、『意匠に係る物品』の記載と願書に添付された図面に記載された意匠、あるいは、『図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現した写真、ひな形又は見本』に現された意匠であり、上記記載のみでは必ずしも意匠の表現が十分でないと考えられるときに、展開図、断面図、切断部端面図、斜視図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるとき、使用の状態を示した図その他の参考図を加えることができる。そして、意匠法10条の2第1項の『二以上の意匠を包含する意匠登録出願』か否かは、同法24条と同様、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された意匠に基づいて確定されるべきものであり、必要があれば、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他の必要な図、使用の状態を示した図その他の参考図をも参照することになる。したがって、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他の必要な図、使用の状態を示した図その他の参考図中に、『意匠登録を受けようとする意匠』が記載されている場合には、当該意匠に係る物品の意匠として、当該意匠を登録しようとする意匠として取り扱うべきである」と判断した。

する意匠』とは別の意匠が記載されているとしても、『二以上の意匠を包含する意匠登録出願』か否かにおいて検討されるべき対象になるものではない。」として、「本件出願は原出願の参考図において示されたアタッチメントを取り付けた状態のアタッチメント部分を含むピアノ補助ペダルに係る意匠について、意匠に係る物品を『ピアノ補助ペダル』として、意匠登録を受けようとするものであるところ、本件出願において意匠登録を受けようとする本願意匠は、原出願において、意匠登録を受けようとする意匠ではないのであるから、本件出願は、意匠法10条の2第1項の要件を満たす分割出願であるということはいできない。」として、出願日の遡及を否定し、意匠法3条1項3号により登録出願が拒絶されるべきものであるとした審決の判断を維持した。